

第3次豊橋市環境基本計画策定業務仕様書

1. 業務の概要

- (1) 業務名 第3次豊橋市環境基本計画策定業務
- (2) 業務場所 豊橋市全域
- (3) 業務期間 契約締結日から平成33年3月24日まで

2. 目的

本市では、豊橋市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年3月に第2次豊橋市環境基本計画（以下「現行計画」という。）を策定し、計画の基本理念や本市の目指す環境像を掲げ、その実現に向け達成すべき目標や施策を定め、取組を行ってきた。その後、環境を取り巻く情勢の変化を踏まえ、平成28年3月に計画の改訂を行い、更なる取組を進めてきた。

こうした中、目標年次である平成32年度を迎えることから、本市の環境政策の現状と課題を整理するとともに、本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、中長期的な展望を持たせた第3次豊橋市環境基本計画（以下「次期環境基本計画」という。）を策定することを目的とする。

なお、次期環境基本計画の策定にあたっては、記載内容の一部を生物多様性基本法第13条に基づく生物多様性地域戦略に位置付け、本市の生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進を図るものとする。

また、環境問題の多くは日常生活や日々の事業活動に起因することが多いことから、市民や事業者がそれらを見直し、それぞれの立場で環境の保全に向けた自主的な取組を推進することが必要である。本市では、平成23年3月に、その手引書となる「環境配慮指針」を作成しており、今回、当該指針の見直しも併せて行う。

3. 計画策定の基本的方針及び期間

次期環境基本計画策定の基本的方針及び期間は、次のとおりとする。

(1) 基本的方針

- ・現行計画における「基本理念、環境像」を継承しつつ、本市における現在の環境の状況等の分析結果や社会情勢の変化等を勘案した計画とすること。
- ・国が策定している第5次環境基本計画や生物多様性国家戦略、愛知県が策定している第4次環境基本計画やあいち生物多様性戦略2010など、国や県の関連する計画の内容を勘案しつつ、本市の特性に合わせた計画とすること。
- ・豊橋市総合計画との整合を図りつつ、本市の関連計画の環境関係施策とも整合・連携させた計画とすること。
- ・「持続可能な開発目標（SDGs）」、京都議定書に代わる新たな地球温暖化対策の枠組み「パリ協定」などの国際的な潮流も踏まえた計画とすること。

- ・生物多様性基本法第13条に定める生物多様性地域戦略を満たした計画とすること。

(2) 期間

中長期的な展望を持ちながら、平成33年度から平成42年度までの10年間とする。
また、概ね5年を目途に中間見直しを行う。

4. 業務内容

次期環境基本計画を策定するため、次の業務を行うものとする。

【平成31年度】

(1) 関連情報の収集、整理

国や愛知県等の関連計画、社会情勢、法制度の動向等を整理する。

(2) 計画策定の背景の整理

計画策定の背景や目的、計画の位置付け等を整理する。

(3) 地域特性、課題の整理

以下について、資料・統計書に基づき調査すること。なお、関係機関及び関係各課へ資料要請・ヒアリングを実施する場合は、環境政策課を通じて行う。

- ・本市域の概況（自然的条件及び社会的条件）の整理
- ・本市の生物生息状況の整理

本市で平成24～26年度に実施した自然環境及び生物多様性に関する保全基礎調査をまとめた「豊橋市自然環境保全基礎調査報告書」を基礎資料とし、追加調査は実施しない。

- ・本市の環境分野別の現状把握

(4) 市民、事業者への意識調査の結果分析

平成31年度に本市が実施する「環境に関するアンケート」（市民1,500人、事業者400社を対象）の回答の集計及び分析を行い、計画策定の基礎資料とする。

(5) 現行計画の進捗状況の把握及び評価

本市が平成31年6月に実施する関係各課への進捗状況調査の結果に加え、必要に応じて追加調査、ヒアリング調査を実施し、現行計画の進捗状況や達成状況を把握・評価する。追加調査等を実施する場合は、環境政策課を通じて行う。

(6) 課題の抽出及び整理

(1)～(5)の結果を踏まえ、本市の現在における課題の抽出及び整理を行うとともに、今後10年間における環境の保全等に関する課題も整理する。

(7) 次期環境基本計画の基本理念、基本方針及び環境像の立案

(1)～(6)の結果を踏まえ、次期環境基本計画の基本理念、基本方針及び環境像

を検討、設定する。

(8) 環境審議会に関する支援

豊橋市環境審議会（以下「環境審議会」という。）において審議・検討を行うための資料作成支援（2回）、会議への同席（2回）等、会議開催に伴い必要となる業務を行う。

(9) 庁内会議に関する支援

庁内会議において必要な資料作成支援（2回）等、会議開催に伴い必要となる業務を行う。

(10) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時（3回）、平成31年度業務終了時に行うものとする。打合せ協議の結果は、受託者が記録・整理の上、当該打合せ協議後、速やかに本市に提出するものとする。なお、業務着手時、業務終了時には、管理技術者が立ち会うものとする。

【平成32年度】

(1) 次期環境基本計画の目標及び施策の立案

平成31年度に行った調査の結果及び立案した基本理念等を踏まえ、環境目標及び施策内容を検討する。

(2) 計画の推進、進捗管理体制の立案

(1)の環境目標を達成するための具体的取組内容について目標別に検討する。なお、取組は地域性、緊急性、実現性を考慮するとともに、推進するための整備手法及び施策効果の検証方法についても検討し、適正な進行管理体制を立案する。

(3) 環境配慮指針の作成

「環境配慮指針」は、日常生活編、事業活動編の2編に分けて作成する。

(4) 環境審議会に関する支援

環境審議会において審議・検討を行うための資料作成支援（3回）、会議への同席（3回）等、会議開催に伴い必要となる業務を行う。

(5) 庁内会議に関する支援

庁内会議において必要な資料作成支援（2回）等、会議開催に伴い必要となる業務を行う。

(6) パブリックコメント実施に関する支援

計画策定において、広く市民に意見を求めるため、計画策定の素案段階においてパブリックコメントを実施する。本業務では、パブリックコメントに必要な計画概要を取りまとめた資料を作成するとともに、意見等結果の整理を行うものとする。

なお、パブリックコメントの実施については、本市で対応するものとする。

(7) 環境基本計画書の作成

平成31年度及び32年度の調査・検討結果をもとに、環境基本計画書を作成する。

(8) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時（3回）、成果品納入時に行うものとする。打合せ協議の結果は、受託者が記録・整理の上、当該打合せ協議後、速やかに本市に提出するものとする。なお、業務着手時、成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

5. 成果品

成果品は、以下の資料を各5部及び電子データ（MS-WORD、EXCEL、イラストレーター、PDF等）により提出すること。

- ・環境基本計画本編原稿：A4判、約100頁、4色刷（一部2色刷）
- ・環境基本計画概要版原稿：A4判、8頁（カンノン折）、4色刷
- ・環境配慮指針本編原稿：A4判、約80頁、2色刷（一部4色刷）
- ・環境配慮指針概要版（日常生活編）原稿：A4判、8頁（カンノン折）、4色刷
- ・環境配慮指針概要版（事業活動編）原稿：A4判、8頁（カンノン折）、4色刷

6. 提出図書

- (1) 業務に着手したときは、直ちに着手届により報告すること。
- (2) 業務の管理及び統轄を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を管理技術者届により報告すること。
- (3) 業務に着手するときには、予め業務計画書を提出すること。また、平成32年度の業務開始時にも、平成31年度の進捗を踏まえて、業務計画書（平成32年度分）を改めて提出すること。
- (4) 適時、打合せ・協議記録簿を提出すること。
- (5) 業務が完了したときは、直ちに完了届により報告すること。
- (6) その他、本市の指示により必要な図書を提出すること。

7. 適用基準等

- (1) この仕様書に定められていない事項については、下記に準拠すること（但し、本業務に関係しない事項は適用しない）。
 - ①豊橋市契約規則
 - ②関係法令、規程など
- (2) 業務遂行に当たって、特に定めのない事項、疑義を生じた事項については、本市の指示を受けること。